

9 質問票に寄せられた質問に対する回答

サービス種別	件名	質問内容	回答
居宅介護支援	記録の保存	記録の保存期間は、「完結の日から5年間」ということか。「完結の日」の定義とは何か。	記録の保存期間は、基準省令によれば「完結の日から2年間となっているが、当市では「指定居宅介護支援を提供した日から5年間」としている。記録の保存は参酌基準であり、指定権者が独自に規定を定めることができるため、介護給付費請求のスケジュールに合わせて提供した日から5年間としたもの。 土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第32条第2項 https://ops-ig.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A7A5E8F3D&houcd=H430901010022&no=1&totalCount=3&fromJsp=SrMi 具体的には、ケアプランや介護給付費請求に係る書類は目標期間最終月又はサービス提供月の翌々々月1日から、給付費請求に直接関係しない書類は作成日の属する月の翌月1日から5年後の月の末日までとなる。HP情報より、同様の運用を川崎市でも実施しているようなので参照されたい。 川崎市HP 記録の整備・保存 https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000105/105693/kirokunoseibi_hozon.pdf なお、居宅介護支援事業以外のサービスの文書保存期間は「その完結の日から5年間」であり、上記の定義とは異なるためご注意ください。

居宅介護支援	算定ケアプランについて	区変申請後、新介護保険被保険者証未着時、暫定介護度によるサービス担当者会議開催によりサービス利用開始し、翌日、新介護保険被保険者証が届いた場合、再度、新介護保険被保険者証着による一連のアセスメント、課題抽出、サービス担当者会議等を開催する義務があるか。	質問のケースについて、厚労省より通知文が発出されており、「本ケアプラン（原案）においても同様の内容が見込まれる場合（典型的には看取り期が想定されるが、これに限られない。）は、暫定ケアプラン作成の際に行った(中略)ケアマネジメントの一連のプロセスについて、必ずしも改めて同様のプロセスを踏む必要はない。」とされている。 厚労省ＨＰ 介護保険最新情報vol.959（居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて） 「５ 暫定ケアプランについて」の箇所を参照されたい。 https://www.mhlw.go.jp/content/000778912.pdf
--------	-------------	---	---

居宅介護支援 地域密着型通 所介護、認知 症対応型通所 介護	ケアプランデー タ連携システム加入 事業所割合や今後 の介護情報基盤へ の動きについて	ケアプランデー タ連携システム加入事業所割合 (推定)	市でケアプランデー タ連携システム加入事業所の数を集計してはおりません。参 考として、市指定事業所の内、処遇改善加算算定事業所数を提示する。 【居宅介護支援事業所】 処遇改善加算算定 26事業所 全事業所 39事業所 ※加算算定事業所がシステムに加入しているか否かは集計していない。 【地域密着型通所介護事業所】 処遇改善加算Ⅰ口算定 6事業所 Ⅱ口算定 14事業所 全事業所 39事業所 【総合事業基準型通所サービス事業所】 処遇改善加算Ⅰ口算定 11事業所 Ⅱ口算定 13事業所 全事業所 85事業所 【総合事業基準型訪問サービス事業所】 処遇改善加算Ⅰ口算定 13事業所 Ⅱ口算定 7事業所 全事業所 44事業所 ※令和8年8月19日時点集計
		介護情報基盤	厚労省HPを参照のこと https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59231.html
サービス全般	災害時の避難方法 について	災害時の避難方法などについて業務継続計画（災 害編）の中などに記載しているが、実際に豪雨な どが来た時に上手く避難できるのか不安がある。 市で実際に被災した地方の施設職員や防災士等を 招いて避難方法等に関する実技講習会や講演会な どを開く意向はないか。	予算や会場の確保といった現実的な課題があり、すぐに実施することは困難であ るため、期待に沿えず心苦しいが、寄せられたご意見は今後の行政運営の参考と して、大切に共有させていただきたい。

サービス全般	「不適切なケアの防止・改善」のための「チェック表の活用」について	昨年受講した高齢者虐待防止研修会のテキストの中に「不適切なケアの防止・改善」のための「チェック表の活用」が掲載されていたが、実際にチェック表の掲載はなく「利用者さんの特徴や職場環境に合わせた独自のものを作成」と記入されていた。ネットで検索するとヒットはあるが、複数のチェック表を比較したり、自分の施設が該当する施設の種類のふさわしいチェック表を作成することは時間もかかり難しい。市として施設の種類ごとにチェック表のひな型を作成してもらうことはできないか。	当該チェック表は、インターネット上で「虐待の芽チェックリスト」などの名称で公開されているものを指していると推察するが、このリストによる確認は制度上義務化されたものではないため、市として統一したひな型を作成・提供することは予定していない。各事業所のサービス形態や規模によって直面する課題が異なることから、それぞれの実情に応じた独自の着眼点を持つことこそが、実効性のある虐待防止につながると考える。独自の作成が困難である場合は、既存のリストの中から各事業所の環境に類似したものや、取り組みやすい項目を選定して活用するなど、各事業所の状況に合わせた取り組みを行っていただきたい。
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護	介護保険最新情報Vol.1502について	やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱いについて	介護保険最新情報Vol.1502「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」及び当該通知の発出に伴うQ & Aの発出について https://www.mhlw.go.jp/content/001698614.pdf 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合または人員基準上必要とされる員数を下回った場合で、かつ当該通知文の示す条件を満たす場合は、いわゆる人員欠如減算の適用を1か月延期するというもの。 条件とは、公共職業安定所、都道府県ナースセンター、福祉人材センターなどを活用して求人を行っていること等であるが、詳細は上記通知文の地域密着型サービスに係る箇所（別紙4 P17以降）を参照されたい。この特例的扱いを適用するためには、人員欠如の発生が生じた月の属する月の翌月末までに別紙様式11を提出の必要がある。この特例的取扱いの対象となる人員欠如に該当すると思われる場合は、市へ早急に相談いただきたい。

認知症対応型 共同生活介 護、地域密着 型介 護老人福祉施 設入所者生活 介護	協力医療機関連携加算に係る要件変更について	事業所が地域医療情報連携ネットワーク(地連NW)に参加し、入所・入居者の診療情報等にアクセス可能な場合、当該加算の算定要件のひとつである協力医療機関と「会議を定期的に開催」する頻度を年に1回、アクセスできない場合は年3回に見直したもの。地連NWにアクセスできない場合の開催頻度も軽減されているので、加算算定事業所の負担に配慮したものと思われる。 詳細は上記通知文の地域密着型サービスに係る箇所（別紙4 P17以降）を参照されたい。
---	-----------------------	--